

令和 2 年(2020年) 7 月  
農 政 部 農 政 課

## 第 6 期北海道農業・農村振興推進計画に係る諮問について

### 1 諮問の趣旨

北海道農業・農村振興推進計画（以下、「振興推進計画」という。）は、本道農業・農村を取り巻く情勢の変化や課題に的確に対応し、持続的に発展する本道農業・農村づくりをめざして、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北海道農業・農村振興条例（以下「条例」という。）第 6 条に基づき策定されている。

平成28年(2016年) 3 月に策定した現行の第 5 期振興推進計画が、令和 2 年度(2020年度)で計画期間を終了することから、本年度中に新たに第 6 期振興推進計画を策定することとしている。

第 6 期振興推進計画の策定に当たっては、条例第 6 条第 4 項の「知事は、振興推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、北海道農業・農村振興審議会の意見を聞かなければならない。」とされる規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものである。

### 2 計画の性格

振興推進計画の性格は、次のとおり。

- (1) 条例の目標を達成するため、道が実施しようとする農業・農村の振興に関する施策の方向を明らかにする道農政の中期的指針としての役割を果たすもの。
- (2) 国などに対して、本道の実情に即した農業・農村の振興に関する政策提案や制度の改正要望を行う施策の基本的な方向を示すもの。
- (3) 市町村や関係団体などが、地域の実情に即した主体的な取組を行う際に、参考として活用することを期待するもの。
- (4) 「北海道総合計画」（平成28年(2016年) 3 月策定）の特定分野別計画として、道農政全体の基本的な方向や主要な施策を示すもの。

なお、「北海道食の安全・安心基本計画」や「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」など個別の計画や方針を策定している分野については、その計画や方針に基づいて具体的な施策を推進。

### 3 計画の期間

令和 3 年度(2021年度)から 7 年度(2025年度)（5 カ年）

## 「北海道酪農・肉用牛生産近代化計画」及び 「北海道家畜改良増殖計画」に係る諮問について

### 1 諮問の趣旨

「北海道酪農・肉用牛生産近代化計画」及び「北海道家畜改良増殖計画」は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」及び「家畜改良増殖法」に基づき策定するもので、おおむね5年ごとに10年後の目標を定めることとされており、現行の計画は平成27年度（2015年度）に策定し5年を経過すること、また、国がこの3月に令和12年度（2030年度）を目標年とする「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び「家畜改良増殖目標」を策定したことから、道では、今年度、新たな計画を策定することとしている。

これらの計画の策定に当たっては、「学識経験を有する者」あるいは「専門的知識又は経験を有する者の意見を聴かなければならない。」と規定されていることから、貴審議会の意見を求めるものである。

### 2 計画の概要

#### (1) 北海道酪農・肉用牛生産近代化計画

「北海道酪農・肉用牛生産近代化計画」は、国の「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」の内容と調和するとともに、本道の酪農及び肉用牛生産の現状と課題について認識を共有した上で、関係者が一丸となって取り組むべき施策や対応方針を明らかにし、生乳の生産数量や乳牛・肉用牛の飼養頭数などの目標を定めるもの。

#### (2) 北海道家畜改良増殖計画

「北海道家畜改良増殖計画」は、家畜の改良増殖を計画的に行うことを通じて、畜産の振興や畜産経営の改善に寄与することを目的に、家畜ごとの能力や体型、頭数に関する目標を定めるもの。

### 3 目標年度

令和12年度（2030年度）とする。



農政第471号

令和2年(2020年)7月28日

北海道農業・農村振興審議会

会長 近藤 巧 様

北海道知事 鈴木 直 道

第6期北海道農業・農村振興推進計画について（諮問）

北海道農業・農村振興条例（平成9年4月3日北海道条例第10号）第6条第4項の規定に基づき、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

（諮問理由）

北海道農業・農村振興条例第6条第1項の規定に基づく、北海道農業・農村振興推進計画を定めるに当たり、貴審議会の意見を求めるものです。



農政第471号

令和2年(2020年)7月28日

北海道農業・農村振興審議会

会長 近藤 巧 様

北海道知事 鈴木 直道

北海道酪農・肉用牛生産近代化計画について（諮問）

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令（昭和29年8月6日政令第233号）第1条の2第2項の規定に基づき、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

（諮問理由）

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項の規定に基づく、北海道酪農・肉用牛生産近代化計画を定めるに当たり、貴審議会の意見を求めるものです。



農政第471号

令和2年(2020年)7月28日

北海道農業・農村振興審議会

会長 近藤 巧 様

北海道知事 鈴木 直 道

北海道家畜改良増殖計画について（諮問）

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第3条の3第4項の規定に基づき、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

（諮問理由）

家畜改良増殖法第3条の3第1項の規定に基づく、北海道家畜改良増殖計画を定めるに当たり、貴審議会の意見を求めるものです。